

令和7年度四街道市立小学校及び中学校の校庭、
体育館開放運営委員会

と き 令和8年1月14日（水）9時から
ところ 四街道市役所第二庁舎第2会議室

1. 開 会
2. 教育長あいさつ
3. 委員紹介
4. 議長選出
5. 議 題
 - (1) 令和7年度の利用状況について
 - (2) 令和8年度の利用について
6. そ の 他
7. 閉 会

令和 7 年度四街道市立小学校及び中学校の

校庭、体育館学校開放運営委員会 配布資料一覧

- 1 令和 7 年度 学校別スポーツ種目数一覧
- 2 令和 7 年度 体育館・校庭開放時間数および利用者数実績
- 3 令和 7 年度 体育館使用状況、校庭使用状況
- 4 令和 7 年度 学校体育施設開放事業についての反省点等
- 5 令和 8 年度 小中学校体育施設開放の手引き
- 6 体育館・校庭利用日誌
- 7 令和 8 年度 市立小中学校体育施設利用登録申請書
- 8 学校体育施設開放利用団体 基本割振表（小学校）、（中学校）
- 9 四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会設置条例
- 10 四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会委員名簿

令和7年度学校別スポーツ種目数一覧

令和8年1月9日現在

		小中学校区		四街道中学区		千代田中学区			旭中学区				西中学区			北中学区			小計	合計
		種目名	四和小	和良比	四中	八木原	南小	千代田	みそら	旭小	山梨小	吉岡小	旭中	四小	大日小	西中	栗山小	中央小		
中高生・成人のみ 																				

令和7年度学校別スポーツ種目数一覧

	四街道中学区			千代田中学区			旭中学区					西中学区			北中学区			小計
	四和小	和良比	四中	八木原	南小	千代田	みそら	旭小	山梨小	吉岡小	旭中	四小	大日小	西中	栗山小	中央小	北中	
体育館	7	16	13	14	18	13	14	15	10	12	12	17	10	12	14	13	13	223
校庭	2	1		4	4		5	3	4	4		4	3		3	2		39
合 計	9	17	13	18	22	13	19	18	14	16	12	21	13	12	17	15	13	262

令和 7 年度 体育館開放時間数および利用者数実績

(4月～10月利用集計分)

	学 校 名	年 度	開放時間(時間)	開放日数(日)	利用者数(人)	利用団体数
1	四 街 道 小	R 7	1163:30	195	8,794	414
		R 6	1181:50	188	7,822	416
2	旭 小	R 7	711:10	155	5,091	344
		R 6	596:00	145	4,006	267
3	南 小	R 7	1085:05	188	4,954	364
		R 6	767:25	176	4,925	332
4	中 央 小	R 7	820:20	175	3,858	305
		R 6	882:20	177	5,544	358
5	大 日 小	R 7	1130:45	199	6,300	457
		R 6	1084:20	192	5,443	395
6	八 木 原 小	R 7	701:55	168	4,883	313
		R 6	603:35	134	4,607	259
7	四 和 小	R 7	364:45	54	1,793	119
		R 6	402:20	64	1,643	130
8	山 梨 小	R 7	534:45	149	2,707	225
		R 6	545:45	154	2,719	219
9	み そ ら 小	R 7	838:45	154	4,094	276
		R 6	702:55	169	4,570	271
10	栗 山 小	R 7	698:00	169	3,794	274
		R 6	627:45	159	2,943	251
11	和 良 比 小	R 7	881:55	172	5,818	397
		R 6	867:15	178	5,860	386
12	吉 岡 小	R 7	572:30	146	2,884	247
		R 6	599:00	154	3,300	271
13	四 街 道 中	R 7	475:00	163	3,187	237
		R 6	516:55	167	3,430	258
14	千 代 田 中	R 7	542:00	179	2,817	271
		R 6	520:00	179	3,095	260
15	旭 中	R 7	426:00	149	2,603	213
		R 6	493:00	167	3,110	247
16	四 街 道 西 中	R 7	534:00	176	3,545	267
		R 6	483:30	179	4,067	242
17	四 街 道 北 中	R 7	426:00	138	2,564	213
		R 6	573:00	171	3,366	286
	合 計	R 7	11906:25	2,729	69,686	4,936
		R 6	11446:55	2,753	70,450	4,848
	一校あたりの 平 均	R 7	700:22	161	4,099	290
		R 6	28	162	4,144	285

令和7年度 校庭開放時間数および利用者数実績

(4月～10月利用集計分)

	学 校 名	年 度	開放時間(時間)	開放日数(日)	利用者数(人)	利用団体数
1	四 街 道 小	R 7	188:00	36	726	44
		R 6	116:50	29	474	32
2	旭 小	R 7	54:40	15	487	18
		R 6	74:10	18	421	23
3	南 小	R 7	367:15	59	2,379	85
		R 6	351:00	52	2,316	80
4	中 央 小	R 7	284:00	48	956	48
		R 6	356:30	59	1,352	59
5	大 日 小	R 7	344:30	52	1,736	89
		R 6	319:30	49	1,612	82
6	八 木 原 小	R 7	166:20	47	2,451	69
		R 6	205:00	52	2,653	71
7	四 和 小	R 7	103:00	32	783	35
		R 6	98:30	30	811	33
8	山 梨 小	R 7	73:15	24	460	31
		R 6	138:15	37	748	50
9	み そ ら 小	R 7	268:00	47	1,861	84
		R 6	348:30	51	2,303	95
10	栗 山 小	R 7	226:00	29	760	29
		R 6	224:30	36	1,252	36
11	和 良 比 小	R 7	112:00	16	328	16
		R 6	148:00	32	319	32
12	吉 岡 小	R 7	162:00	33	1,283	49
		R 6	182:00	36	1,651	55
	合 計	R 7	2349:00	438	14,210	597
		R 6	2562:45	481	15,912	648
	一校あたりの 平 均	R 7	195:45	36.5	1,184.2	49.8
		R 6	213:33	40.1	1,326.0	54.0

令和7年度体育館使用状況

令和8年1月9日現在

		四街道小	旭小	南小	中央小	大日小	八木原小	四和小	山梨小	みそら小	栗山小	和良比小	吉岡小	四街道中	千代田中	旭中	四街道西中	四街道北中	北中武道場
月	17:30～19:00	×	×	×	▲	▲	×		○	×	×	▲	×						
	19:00～21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	▲	×	×	×	×	×	×	○
火	17:30～19:00	×	×	×	×	▲	▲		×	▲	×	×	×						
	19:00～21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
水	17:30～19:00	×	×	×	×	▲	○		▲	×	×	×	×						
	19:00～21:00	×	×	×	×	▲	×		×	×	▲	×	×	×	×	×	×	×	○
木	17:30～19:00	×	○	×	×	×	×		×	×	×	×	×						
	19:00～21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
金	17:30～19:00	×	×	×	×	×	×		○	×	×	×	○						
	19:00～21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
土	9:00～11:00	×	×	×	×	▲	×	×	×	×	×	×	×						
	11:00～13:00	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	×	×	×						
	13:00～15:00	×	×	×	×	▲	×	×	×	×	×	×	×						
	15:00～17:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	17:00～19:00	×	×	×	×	▲	×	▲	×	×	×	×	○						
	19:00～21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
日	9:00～11:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	11:00～13:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	13:00～15:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	15:00～17:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	17:00～19:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	19:00～21:00	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○

○…空き ×…空きなし △…片面利用可 ▲…3コマ目以上の使用等

▲…トラブルを避けるため、使用団体にも確認してから案内すること！ \…使用不可

※四和小学校は以前に騒音に関する苦情があったことから、平日の開放は行っており、

土日も18時30分までの開放としている

令和7年度校庭使用状況

令和8年1月9日現在

		四街道小	旭小	南小	中央小	大日小	八木原小	四和小	山梨小	みそら小	栗山小	和良比小	吉岡小
土	9:00～11:00	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×
	11:00～13:00	○	×	×	▲	×	×	○	×	×	×	▲	×
	13:00～15:00	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	15:00～17:00	×	×	×	▲	○	×	×	○	×	×	×	×
日	9:00～11:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×
	11:00～13:00	×	×	×	▲	×	▲	○	○	×	×	▲	×
	13:00～15:00	×	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	15:00～17:00	×	▲	×	▲	×	×	○	○	×	×	×	×

○…空き ×…空きなし ▲…3コマ目以上の使用

／…使用不可 ▲…調整が必要なので、即座の案内は難しい

令和7年度小中学校体育施設開放事業についての反省等

学校名	管理指導員	問題点	来年度利用団体への伝達事項
四街道小	特になし	・特になし	・施設、備品の老朽化に配慮した活動 ・トイレの使用マナー・ごみの持ち帰りの徹底
旭小		・特になし	・ごみの始末、駐車場・学校備品の適正な利用 ・食事禁止の周知徹底
南小		・体育館付近でのゴミ（菓子袋など）の不始末	・学校周辺での安全運転の徹底 ・正門、南門の確実な閉鎖
中央小		・特になし	・清掃と忘れ物確認の徹底
大日小		・校庭日誌がほとんど無い（文化・スポーツ課より）	・特になし
八木原小		・特になし	・利用順位の徹底 ※学校行事（PTA関係等）＞教育委員会（市）行事＞地域行事・自治会活動＞一般開放
四和小		・特になし	・使用方法の確認、使用時間の厳守 ・校舎内に駐車する際の事前連絡
山梨小		・団体使用可能物品以外の使用※ホワイトボード、ベン等 ・バスケットゴールのネット破損 ・体育館倉庫の整理整頓不備	・ごみの始末の徹底 ・学校備品の適正な利用・片付け（ストープ利用不可） ・忘れ物の見つけた際の処理について（体育館窓口保管）
みそら小		・特になし	・ごみの始末の徹底 ・学校備品の使い方の確認、適正な利用（安全上の配慮） ・体育館の大型冷風機使用に際する借用書の事前提出
栗山小		・使用したものの現状復旧不徹底	・学校備品の適正使用、故障時・破損時の連絡徹底 ・除草作業（8月・9月）への参加要請
和良比小		・団体の私物など、学校に置いてあるものの管理・整理整頓不徹底	・トイレの使い方、忘れ物注意
吉岡小		・特になし	・特になし
四街道中		・特になし	・駐車場利用時のルール厳守 ・活動時間帯（19:00～）の職員室インターホン使用不可 ・トイレ消灯、冷風機の電源オフの厳守
千代田中		・特になし	・忘れ物・ごみの始末の徹底 ・学校備品の適正な利用（冷風機使用後の水補充）
旭中		・特になし	・特になし
四街道西中		・特になし	・使用後の清掃
四街道北中		・特になし	・施設の施錠、アラームのセットの確認

令和 8 年度小中学校体育施設開放の手引き

1 学校開放とは

学校教育法第 137 条、社会教育法第 44 条及びスポーツ基本法第 13 条の規定に基づき、四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放に関する規則（以下「規則」という）を定め、四街道市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場確保のために、学校教育に支障のない範囲において、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション等の活動の場として開放するものです。

2 学校開放の種類

- ◎スポーツ開放 市立小学校の体育館・校庭及び、市立中学校の体育館・武道場（四街道北中学校）を開放します。
- ◎遊び場開放 土日祝日及び学校休業日の市立小学校の校庭を開放します。

3 学校開放の利用条件

- ◎スポーツ開放
 - ・利用できる団体は、四街道市内に在住又は在勤もしくは在学している 10 人以上で構成された団体です。また当該団体に責任者として成人者が含まれており、あらかじめ教育委員会に登録した団体です。
 - ・営利目的の団体は利用できません。
 - ・スポーツ傷害保険及び賠償責任保険への加入を義務づけます。
- ◎遊び場開放
 - ・学区内に在住する幼児及び児童が対象です。（原則、幼児については、保護者の付き添いが必要です） また、事故の責任は保護者が負うものとします。

4 利用順位

学校行事（PTA 関係等） > 教育委員会（市）行事 > 地域行事・自治会活動 > 一般開放
 ※学校の教育活動が最優先となりますので、急遽、施設の利用ができなくなる場合もあります。

5 利用制限

- ◎工事に伴う制限
 - ・緊急の工事が行われる場合があります。工程が確定し次第、管理指導員を通じて団体責任者に連絡します。工事期間中は利用停止となります。
- ◎その他の制限
 - ・1 団体が利用できる施設は 1 校です。
 - ・利用時間は 1 コマ（2 時間）を基本とし、原則として 1 週間 2 コマ（4 時間） までの利用とします。
 - ・基本割振表作成後に空きがある場合のみ、追加で利用することも可能ですが、新規で登録を希望する団体があつた場合は、2 コマを超える利用時間については譲っていただきます。
 - ・※ 2 コマを超える利用については、新規登録団体が優先となります。
 - ・利用実態が常態的に 6 人を満たない場合は、登録を取り消す場合があります。
 - ・中学生以下の活動について、適切に休養が取れるよう千葉県の「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を参考に活動を行ってください。
 - ・ゴミの放置等の報告が続く場合は、当該学校の開放を中止とする場合があります。
 - ・中学校の利用は半面ずつ、2 団体の利用となります。
 - ・四和小学校体育館は平日の開放を行っておらず、土日祝日等も 18 時 30 分までの開放となります。
 - ・フットサルの利用は、みそら小学校・山梨小学校のみです。

6 学校開放期間及び利用時間

◎開放期間 令和8年4月20日～令和9年3月31日(12月28日～1月4日を除く)

◎利用時間

学校	利用場所	平日	土・日・祝・学校休業日
小学校	体育館	17:30～21:00	9:00～21:00
	校庭	×	9:00～17:00
中学校	体育館(武道場)	19:00～21:00	19:00～21:00
	校庭	×	×

7 利用する際の注意事項

(1) 利用するにあたって

- ①施設は、現在の状態で利用をお願いします。
- ②利用に際しては、必ず成人の参加が条件です。(児童・生徒のみの活動はやめてください。)
- ③営利目的の活動は一切禁止です。(年度末に会計報告を依頼する場合があります。)
- ④水分補給を除き、飲食禁止です。
- ⑤学校の敷地を含め、周辺での喫煙(電子タバコ含む)及びタバコの投げ捨ては厳禁です。
- ⑥学校備品の使用(ストーブ等を含む)及び利用許可施設以外への立ち入りは禁止です。
- ⑦活動に必要な用具は原則として各団体で用意し、持ち帰ることを徹底してください。
(置き傘や置き靴などもおやめください。)
- ⑧決められた場所以外(路上、校庭、校内の駐車禁止区域等)には駐車しないでください。
また、乗り合わせで台数を減らすとともに、騒音にも留意してください。
- ⑨鍵の取り扱いには十分に注意してください。同じ時間帯に利用する場合は、鍵の保管や返却方法、戸締まり等について相互に確認してください。
- ⑩練習試合・大会等を行う場合は、保護者も含め、来場者全員の把握をお願いします。

(2) 利用後のお願い

- ①必ず清掃を行ってください。(清掃用具等は丁寧に扱い、元の場所に戻してください。)
- ②利用日誌へ正しく記入してください。また、学校備品が故障していたなど、気づいた点がございましたら、利用日誌に記入してください。
- ③ごみ箱が設置されていても、ごみは捨てず、必ず持ち帰ってください。
※令和7年度の利用に際しては、お菓子のごみや食べ残し及の放置について、複数回にわたり指摘をいただいております。
- ④利用時間を守り、忘れ物のないよう確認後、定刻には体育館を退出してください。(警備の開始時間を含め、体育館の最終退出時間は21時です。)玄関、門などの施錠や電気の消し忘れにもご注意ください。

(3) 利用に伴う周知及び報告について

- ①学校及び管理指導員の指示には必ず従ってください。また、各団体の責任者は、利用者全員へ規則や学校及び管理指導員からの連絡の周知を徹底してください。
- ②利用を中止(計画を変更)する場合は、管理指導員Aに必ず連絡してください。
- ③利用登録申請書に記載した時間以外利用(祝日の利用等)を行う場合は、事前に行事の有無等を学校に確認のうえ、管理指導員Aに月毎の利用予定と併せて必ず報告してください。

8 利用者の責任 ※事故等の発生時には、学校及び文化・スポーツ課へ必ず連絡してください。

- ◎弁償責任 利用者は、規則第11条により施設、設備を棄損若しくは亡失したときは弁償の責任を負います。速やかに修繕を行ってください。
- ◎賠償責任 利用者は利用中に発生した他人への傷害、車両等への損傷についても賠償の責任を負います。関係者への連絡、救急車の手配等、迅速に対応してください。

9 学校体育施設開放の運営組織

(1) 管理指導員 各学校体育施設に以下の管理指導員を置きます。(規則第5条)

①管理指導員A(体育館・校庭の責任者)

- ・原則として、団体責任者の中から市内在住者を1名ずつ選出し、教育委員会が委嘱します。
- ・文化・スポーツ課と迅速に連絡が取れるように、メールアドレスの提供をお願いします。
- ・団体への指導、助言、日程調整及び学校、管理指導員C、文化・スポーツ課との連絡調整を行います。
- ・毎月25日までに学校、管理指導員C、文化・スポーツ課に利用計画表(様式3-A、B)を提出します。利用日誌は当課からの依頼も含め、必要に応じて提出を求めるものとします。また、確認印等は不要とします。
- ・利用予定の追加・変更等についても上記関係者と連絡調整を行います。

②管理指導員B(施設の管理)

- ・当該校教員の中から1名を選出いただき、教育委員会が委嘱します。
- ・施設の管理及び団体への指導、助言を行います。

③管理指導員C(鍵の管理)

- ・原則として学区住民の中から1名を選出し、教育委員会が委嘱します。
- ・体育館の鍵の管理と利用団体への指導、助言を行います。

※都合により管理指導員を辞する場合は、後任の人選等の事務手続きが生じますので、早急に文化・スポーツ課へ連絡をお願いします。

(2) 教育委員会文化・スポーツ課

- ・団体への指導、助言を行います。
- ・規則第10条に基づき、利用の中止を命じることがあります。(規則違反等により)
- ・管理指導員及び学校との連絡調整を行います。

10 学校開放の利用手順

(1) 登録・許可 利用登録申請書(様式1)を2月13日(金)までに、文化・スポーツ課に提出。
教育委員会は申請書を審査し、団体責任者に利用許可証を発行します。
(4月の学校別説明会で配付)

※団体責任者は、日中でも連絡がとれる方としてください。

※許可証をコピーして使用することはできません。

(2) 予定表の提出 団体責任者は、前月の20日までに管理指導員Aに利用予定を報告。

※LINEやメール等で調整を行う場合は、紙媒体の利用予定表の提出は必須ではありません。

利用予定の調整は、各学校の管理指導員Aの指定する方法とします。

(3) 計画表の提出 管理指導員Aは、前月の25日までに校庭と体育館の利用予定を利用計画表(様式3)にまとめ、学校と管理指導員Cと文化・スポーツ課に提出します。

(4) 利用当日 ①団体責任者は、許可証を提示または交換し、管理指導員Cから鍵を借用。利用している間は責任をもって管理してください。

②団体責任者は、利用日誌の各項目を確認し、保護者や見学者を含め、参加者の把握をお願いします。

③利用後は、利用時間内に清掃を完了させ、利用日誌に記入後、消灯・戸締まりをして鍵を返却してください。

※中学校の利用に際しては、警備システムの解除が必要となります。警備システムの解除方法について必ず確認をお願いします。また、2団体での同時利用となる場合は、団体間で調整し、警備の解除・作動に遺漏のないよう努めてください。

1.1 その他

- ①年度途中に登録を取り消す場合は、文化・スポーツ課に許可証を返却するとともに、管理指導員Aに連絡してください。
- ②学区内の子どもが校庭に遊びに来る場合があります。安全面に配慮するとともに、譲り合って利用してください。
- ③子どもを連れてくる場合は、目を離さないようにしてください。学校備品の汚損や破損が生じた場合、団体の責任において対応していただきます。
- ④鍵が壊れるなど戸締まりができない場合は、各管理指導員へ連絡してください。中学校を利用している場合は、警備会社にも連絡してください。
- ⑤感染症等の発生により利用停止とする場合があります。団体責任者は、利用者の健康状態について把握をお願いします。特に児童、生徒が所属する団体は、感染症拡大防止の観点から自主的に活動を休止するなどの対応をしてください。
- ⑥気象庁より自然災害に係る各種警報等が発令されている場合や避難所が開設されている場合、学校開放は中止とします。
利用直前に中止が決定することもありますので、責任者は必ず日中でも連絡がとれるようにしてください。
- ⑦命に関わると判断される緊急事態等が発生した場合は、消防への通報と併せて必要に応じてAEDを使用してください。設置場所が施錠されている場合は、ガラス等を割って使用してください。
- ⑧健康・安全管理の観点から、心肺蘇生法やAEDの使用法、止血法などの応急手当に関する正しい知識と技術を学ぶことができる救命講習の受講を推奨します。
- ⑨火災報知器を誤って作動させてしまった場合は、すぐに警備会社に連絡してください。
なお、令和8年度の警備会社はALSOK東日本ガードセンター（電話番号 0120-86-2413）です。

1.2 問い合わせ先

四街道市教育委員会文化・スポーツ課（平日：9時00分から16時30分）

TEL：043（424）8926 メール：ysports@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市役所代表

TEL：043（421）2111

※土曜・日曜・祝日については、緊急時以外の連絡はお控えください。

〈救命講習について〉

四街道市消防本部では、定期的に救命講習を開催しています。

救命講習では、心肺蘇生法やAEDの使用法、止血法などの応急手当に関する正しい知識と技術を学ぶことができます。中学生以上を受講対象とした普通救命講習や上級救命講習のほか、小学4年生以上を受講対象とした救命入門コースもあります。

また、救命講習には消防本部が定期的に開催する「定期講習」と市民の要望により開催する「出向講習」があります。

詳細は四街道市ホームページをご覧ください。

（トップページ＞市政情報＞消防本部＞講習会等＞応急手当普及講習）

○四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、四街道市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場確保のために学校の施設を学校教育に支障のない範囲内において、幼児、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること(以下「学校開放」という。)に関して必要な定めをすることを目的とする。

(管理及び責任)

第2条 学校開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して、学校開放を行う学校(以下「開放校」という。)の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(開放校の指定)

第3条 第1条の目的を達成するために、教育委員会は毎年度開放校を指定する。

第4条 削除

(昭57教委規則6)

(管理指導員)

第5条 開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

3 管理指導員は、開放時の施設や用具の管理を行うとともに、利用者の危険防止に当たる。

(平4教委規則6・平11教委規則5・一部改正)

(開放の種類)

第6条 学校開放は、次の2種とする。

(1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小中学校の校庭及び体育館(武道場を含む。以下同じ。)を開放する。ただし、小学校の校庭は、学区内児童を優先する。

(2) 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放する。

(平4教委規則6・平11教委規則5・一部改正)

(開放の日時)

第7条 開放の日時は、原則として次の通りとする。

(1) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び四街道市立小学校及び中学校管理規則(昭和51年教育委員会規則第1号)第19条に規定する休業日

校庭 午前9時から午後5時まで

体育館 午前9時から午後9時まで

(2) 月曜日から金曜日まで

体育館 午後5時30分から午後9時まで

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、開放校において特別の事情がある場合は、開放の日時を別に定めることができる。

(昭58教委規則6・昭59教委規則4・平4教委規則6・平7教委規則3・平11教委規則5・

平14教委規則5・一部改正)

(利用の許可)

第8条 スポーツ開放は、市内に在住又は在勤若しくは在学するものが構成する体育団体等で教育委員会に登録し、かつ、当該団体に責任者としての成人者が含まれる場合に限り許可するものとする。

2 遊び場開放は、開放学区内に在住する幼児及び児童に限る。この場合、幼児については保護者の付添いがあることを条件とする。

3 スポーツ開放を希望する者は、原則として当該の前月25日までに所定の申し込書によつて教育委員会に申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。

4 小学校の校庭の遊び場開放は、開放校の学区に在住する児童に限り許可するものとする。

(利用の条件)

第9条 開放校の利用は、第1条に規定する目的の範囲内に限るものとする。

2 開放校においては、営利行為その他スポーツの場としての利用に反することをしてはならない。

3 使用後は、施設等を利用者自身が清掃、整理し、翌日の学校教育に支障を来さないようにしなければならない。

4 開放校の利用に当たっては、利用者は、管理指導員の指示に従わなければならない。

(平4教委規則6・一部改正)

(利用の中止)

第10条 教育委員会は、この規則若しくはこれらに基づいて管理指導員がなす指示に従わない利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(利用者の弁償責任)

第11条 利用者は、開放校の施設、設備を故意又は重大な過失によつてき損若しくは亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

(平4教委規則6・一部改正)

(実施細目)

第12条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和50年9月1日から施行する。

《記入例》

体育館利用日誌

令和 8 年 4 月 20 日 (月) 天 気 晴れ					
NO	利用団体	責任者 (フルネームで記入)	利用時間	利用 形態	人 数
1	四街道クラブ	鹿 渡 太 郎	17:00 ~ 21:00	1	21
2	ガス灯バレーボール同好会	大 日 花 子	17:00 ~ 21:00	1	15
3			: ~ :		
4			: ~ :		
5			: ~ :		

* 決められた場所に駐車されているか、利用前に必ず確認してください。

1通常の活動 2練習試合 3大会 4子ども会、自治会の活動 利用の形態の欄に該当するものの番号を記入

		NO	点 検 箇 所	1	2	3	4	5	気 づ い た 点
点 検 項 目	清 掃	1	フ ロ ア(床)	○	○				
		2	ト イ レ	○	○				
	消 灯 ・ 戸 締 ま り	3	2 階 窓	○	○				
		4	1階窓(通気窓)	○	○				
		5	出 入 り 口	×	×				電球が切れています。(大日)
		6	男 子 ト イ レ	×	×				男子トイレつまり。(鹿渡)
		7	女 子 ト イ レ	○	○				
		8	男子更衣室	○	○				
		9	女子更衣室	○	○				
		10	倉 庫	○	○				
	確 認	11	使用具の整頓	○	○				
		12	施設備品の破損	○	○				
		13	ごみ箱にペットボトル等はないか。	○	○				
		14	駐車場周辺プランター等の破損はないか。	○	○				
		15	駐車場に吸殻、ごみはないか。	○	○				
		16	門扉の開閉	○	○				
特 記 事 項	入り口の鍵が、かかりにくいです。(鹿渡) 借用備品記入欄 冷風機、ストーブ、ホワイトボード(大日) 学校内の備品を使用した際はご記入ください。								

* 破損等トラブルについては必ず学校、教育委員会に連絡してください。

○点検項目のチェック欄は異常が無ければ○ 異常があれば×を記入して下さい。

○1日1ページの記入でお願いします。

○責任者名の欄は日誌を記入した人の名前を書いて下さい。

《記入例》

校庭利用日誌

令和 8 年 4 月 20 日 (月) 天 気 晴れ

NO	利用団体	責任者 (フルネームで記入)	利用時間	利用 形態	人 数
1	四街道クラブ	鹿 渡 太 郎	9:00 ~ 12:00	1	30
2	ガス灯ベースボールクラブ	大 日 花 子	13:00 ~ 15:00	1	20
3			: ~ :		
4			: ~ :		
5			: ~ :		

* 決められた場所に駐車されているか、利用前に必ず確認してください。

1通常の活動 2練習試合 3大会 4子ども会、自治会の活動 利用の形態の欄に該当する番号を記入

点 検 項 目		1	2	3	4	5	気 づ い た 点
1	使用具の整頓	○	○				利用状況を集計していますので、記入もれや紛失等のないよう、大切に保管してください。 また、利用日誌の提出は、必要に応じて、文化・スポーツ課からご依頼します。
2	施設備品の破損	○	○				
3	駐車場に吸殻、ごみはないか。	○	○				
4	駐車場周辺プランター等の破損はないか。	○	○				
5	グラウンド整備	○	○				
6	トイレの状況	×	○				トイレトペーパーがありません。(鹿渡)
7	門扉の開閉	×	×				閉開しづらいです。(大日)
特 記 事 項	門扉の開閉がしづらいので確認のうえご対処願います。(鹿渡)						借用備品記入欄
							ホース(大日)

学校内の備品を使用した際はご記入ください。

* 破損等トラブルについては必ず学校、教育委員会に連絡してください。

○点検項目のチェック欄は異常が無ければ○ 異常があれば×を記入して下さい。

○1日1ページの記入をお願いします。

○責任者名の欄は日誌を記入した人の名前を書いて下さい。

様式 1

令和 8 年度市立小中学校体育施設利用登録申請書

記入例

※団体責任者は、日中でも連絡がとれる方としてください。

日中でも連絡が取れる番号を記入してください。

令和 年 月 日

団体名	四街道市文化・スポーツ課		学校名 利用施設	四街道市立 四街道小学校 学校 校庭 ・ 体育館 ・ 武道場	
責任者	ふりがな	よつかいどう たろう	年齢		
	氏 名	四街道 太郎	30	活動種目 バレーボール	
	住 所	四街道市鹿渡2001-10		活動の対象 (該当箇所に○) 児童 ・ 中高生 ・ 成人 ・ 高齢者 (概ね60歳以上) 女性 ・ 男性	
	携帯電話 (電話)	070-1234-5678		利用曜日 利用時間 月 曜日 19:00 ~ 21:00	
入会希望への対応 どちらかに✓	①紹介しない	②紹介してもよい	保険加入 (必須)	①傷害保険	②賠償責任保険
	☐	☒		☒	☒
入会金	0円	月会費	0円	指導者報酬	①、②を満たしていることが必要です。 補償内容をご確認ください。

活動者名

なしの場合は「0」を記入

氏 名	(在住は住所のみ 自宅住所と勤務先)	在住は住所のみ	電 話 (携帯電話推奨)	年齢
1 責任者 四街道 太郎	在 住	四街道市鹿渡2001-10	070-1234-5678	30
2 副責任者 四街道 次郎	在 勤	住所: 佐倉市海隣寺町97 勤務先: 四街道市鹿渡2001-10 (四街道市教育委員会)	令和8年4月1日 時点の年齢	40
3	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	在 勤 は 住 所 と 勤 務 先		
4	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
5	市内に在住又は在勤もしくは在学している10人以上 で構成された団体であることが登録条件です。			
6				
7	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
8	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
9	登録者以外の活動が確認された場合や利用実態が常態的 に少ない場合は、利用許可を取り消す場合があります。			
10				
11	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
12	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
13	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
14	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
15	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
16	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
17	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
18	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
19	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			
20	在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学			

※20名を超える場合は、裏面に記入

学校体育施設開放利用団体 基本割振表 (小学校)

小学校				体育館	
曜	時 間	団 体 名	活 動 種 目	成人or児童	優先◎ 2コマまで
月	17:30 ~ 19:00	〇〇クラブ			◎
	19:00 ~ 21:00	〇〇クラブ			◎
	: ~ :				
火	17:30 ~ 19:00	〇〇クラブ			
	: ~ :				
水	: ~ :				
	: ~ :				
木	: ~ :				
	: ~ :				
金	17:30 ~ 19:00	チーム四街道			◎
	19:00 ~ 21:00	チーム四街道			◎
	: ~ :				
土	9:00 ~				
	11:00 ~				
	13:00 ~				
	15:00 ~ 17:00				
	17:00 ~ 19:00				
	19:00 ~ 21:00				
日	9:00 ~ 11:00				
	11:00 ~ 13:00				
	13:00 ~ 15:00				
	15:00 ~ 17:00				
	17:00 ~ 19:00				
	19:00 ~ 21:00				

利用を優先する2コマ（4時間）を選択し、◎を記入してください。
 他の利用団体がない場合に限り、3コマ以上の利用も可能です。
 3コマ以上の利用については、新規団体が利用を希望する場合、
 譲っていただきますので、「◎」はつけないでください。

説明会当日の提出にご協力ください。
 提出の締め切りは2/6（金）となります。

管理指導員	
氏 名	
所属団体名	
住 所	
電 話 (携帯電話推奨)	
メール	
※新しく管理指導員になられる方は、メールアドレス確認のため、お手数ですが、 当課に一度空メールを送りください。	

学校体育施設開放利用団体 基本割振表 (中学校)

中学校

体育館

曜	時 間	団 体 名	活 動 種 目	成人or児童	優先◎ 2コマまで
月	19:00 ~ 21:00	〇〇クラブ			◎
	19:00 ~ 21:00	〇〇クラブ			◎
	: ~ :				
火	19:00 ~ 21:00	〇〇クラブ			
	19:00 ~ 21:00				
水					
木	19:00 ~ 21:00				
	: ~ :				
金	19:00 ~ 21:00	チーム四街道			◎
	19:00 ~ 21:00	チーム四街道			◎
	: ~ :				
土	19:00 ~	説明会当日の提出にご協力ください。 提出の締め切りは2/6(金)となります。			
	19:00 ~				
	: ~				
日	19:00 ~ 21:00				
	19:00 ~ 21:00				
	: ~ :				

利用を優先する2コマ(4時間)を選択し、◎を記入してください。
 他の利用団体がない場合に限り、3コマ以上の利用も可能です。
 3コマ以上の利用については、新規団体が利用を希望する場合、
 譲っていただきますので、「◎」はつけないでください。

説明会当日の提出にご協力ください。
 提出の締め切りは2/6(金)となります。

管理指導員	
氏 名	
所属団体名	
住 所	
電 話 (携帯電話推奨)	
メー ル	
※新しく管理指導員になれる方は、メールアドレス確認のため、お手数ですが、 当課に一度空メールを送りください。	

○四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会設置
条例

昭和 51 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 この条例は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 13 条に関する事項を審議し、四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放の適正をはかるために四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(平 23 条例 27・一部改正)

(組織及び任期)

第 2 条 運営委員会の委員は、学校代表、スポーツ推進委員、青少年相談員、体育協会及び PTA 代表のうちから 7 人をもつて組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任をさまたげない。

(昭 61 条例 34・平 23 条例 27・一部改正)

(職務)

第 3 条 運営委員会は、市内の青少年及び一般住民の体育、レクリエーションの場としての市立小中学校の校庭、体育館の調査、開放校の運営を審議し、教育委員会に意見をのべるものとする。

2 運営委員会は、開放校施設、設備の管理、健全な運営、利用者の安全を考慮し、管理指導員の推薦をする。

(会議)

第 4 条 運営委員会の会議は、教育委員会が招集する。

2 運営委員会の会議の議長は、互選とする。

3 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 運営委員会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(昭 61 条例 34・平 2 条例 16・一部改正)

(補則)

四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会委員名簿

任 期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで（2年間）

氏 名	選出区分	備 考
石川 一義	学校代表	中央小学校長
佐々木 健一	学校代表	栗山小学校長
小川 大輔	学校代表	四街道中学校長
出口 正尚	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員 連絡協議会副会長
田村 敬雄	青少年相談員	青少年相談員 連絡協議会副会長
長岡 功	スポーツ協会	スポーツ協会 常任理事
時田 由泉	P T A代表	P T A連絡協議会 (四街道北中学校 P T A会長)

